

神奈川県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会議は、「神奈川県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、神奈川県内の道路管理を効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
 - (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
 - (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
 - (4) その他、道路の管理に関連し、会長が妥当と認めた事項。
2. 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議（幹事会、専門部会含む）については、非公開で行うものとする。

(組 織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、神奈川県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道のすべての道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を4名置くものとし、会長は国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長、副会長は神奈川県県土整備局道路部道路管理課長及び中日本高速道路株式会社東京支社横浜保全・サービスセンター所長、東日本高速道路株式会社関東支社京浜管理事務所長、首都高速道路株式会社神奈川管理局保全担当（土木）部長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は、「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし、構成は「別表-2」のとおりとする。市町村道の出席者は、会長が個別に招集する。
また、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(事務局)

第6条 会議の運営等に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所計画課・管理第二課、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び中日本高速道路株式会社東京支社横浜保全・サービスセンター、東日本高速道路株式会社関東支社京浜管理事務所、首都高速道路株式会社神奈川管理局保全管理課に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議に審議・承諾を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年6月9日から施行する。

本規約は、平成26年10月10日一部改正。

神奈川県道路メンテナンス会議 委員名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省関東地方整備局	横浜国道事務所長
副会長	神奈川県県土整備局道路部	道路管理課長
副会長	中日本高速道路(株)東京支社	横浜保全・サービスセンター所長
副会長	東日本高速道路(株)関東支社	京浜管理事務所長
副会長	首都高速道路(株)神奈川管理局	<u>土木保全部長</u>
委 員	国土交通省関東地方整備局	相武国道事務所長
委 員	国土交通省関東地方整備局	川崎国道事務所長
委 員	中日本高速道路(株)東京支社	御殿場保全・サービスセンター所長
委 員	中日本高速道路(株)東京支社	小田原保全・サービスセンター所長
委 員	中日本高速道路(株)八王子支社	八王子保全・サービスセンター所長
委 員	横浜市道路局計画調整部	技術監理課長
委 員	横浜市道路局建設部	橋梁課長
委 員	<u>川崎市建設緑政局道路河川整備部</u>	道路施設課長
委 員	<u>相模原市都市建設局道路部</u>	路政課長
委 員	横須賀市	土木部長
委 員	平塚市	土木部長
委 員	鎌倉市	都市整備部長
委 員	藤沢市	土木部長
委 員	小田原市	建設部長
委 員	茅ヶ崎市	建設部長
委 員	逗子市	都市整備課長
委 員	三浦市	都市環境部長
委 員	秦野市	建設部長
委 員	厚木市	道路部長
委 員	大和市	都市施設部長
委 員	伊勢原市	土木部長
委 員	海老名市	建設部長
委 員	座間市	都市部長
委 員	南足柄市	<u>都市部長</u>
委 員	綾瀬市	都市建設部長
委 員	葉山町	都市経済部長
委 員	寒川町	都市建設部長
委 員	大磯町	都市建設部長

	所 属	役 職
委 員	二宮町	<u>都市部長</u>
委 員	中井町	まち整備課 <u>参事兼課長</u>
委 員	大井町	都市整備課 参事兼課長
委 員	松田町	まちづくり課長
委 員	山北町	<u>都市整備課長</u>
委 員	開成町	まちづくり部長
委 員	箱根町	環境整備部長
委 員	真鶴町	まちづくり課長
委 員	湯河原町	<u>土木課長</u>
委 員	愛川町	建設部長
委 員	清川村	まちづくり課長
委 員	神奈川県道路公社	技術課長
委 員	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター	事業推進課 参事兼課長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局道路部	地域道路課長
	<u>国土交通省関東地方整備局</u>	<u>関東技術事務所長</u>
事務局	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所(総括保全対策官・計画課・管理第二課)	
	神奈川県県土整備局道路部 道路管理課	
	中日本高速道路(株)東京支社 横浜保全・サービスセンター	
	東日本高速道路(株)関東支社 京浜管理事務所	
	首都高速道路(株)神奈川管理局 保全管理課	

神奈川県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所	副所長
副幹事長	神奈川県県土整備局道路部道路管理課	グループリーダー
	中日本高速道路(株)東京支社 横浜保全・サービスセンター	副所長
	東日本高速道路(株)関東支社 京浜管理事務所	副所長
	首都高速道路(株)神奈川管理局 保全管理課	課長
	横浜市道路局計画調整部技術監理課	係長
	横浜市道路局建設部橋梁課	係長
	<u>川崎市建設緑政局道路河川整備部道路施設課</u>	<u>課長補佐(橋梁担当)</u>
	川崎市建設緑政局道路河川整備部道路施設課	<u>課長補佐(施設担当)</u>
	相模原市都市建設局 <u>道路部路政課</u>	総括副主幹
	<u>国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所</u>	<u>総括保全対策官</u>
	(必要に応じて、市町村道管理者を招集)	
オブザーバー	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター	
	一般社団法人関東地域づくり協会	
事務局	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所(計画課・管理第二課)	
	神奈川県県土整備局道路部 道路管理課	
	中日本高速道路(株)東京支社 横浜保全・サービスセンター	
	東日本高速道路(株)関東支社 京浜管理事務所	
	首都高速道路(株)神奈川管理局 保全管理課	